

「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案」についての意見募集
 主な意見の概要及び意見に対する考え方

主な意見の概要	意見に対する考え方
○ 総論	
<p>本改訂案の内容は適切であるが、これ以上の過度の規制は適格消費者団体の適正な差止請求権行使が困難となるおそれがあり、なされるべきではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後も引き続き適格消費者団体の適切な監督の在り方について検討してまいりたい。</p>
○ 2.(2)⑤	
<p>「消費者の利益に関わる表示の適正化に資する研究及び各種啓発活動」を例示に加えるべき。</p>	<p>食品表示法において適格消費者団体による食品表示に関する差止請求が導入されたことを踏まえ、検討してまいりたい。</p>
○ 2.(8)ア(エ)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 追記内容は、包括的すぎる。法律相談や消費生活相談に関する事業は、本規定の例外とすべき。 ・ 今回付記されたなお書は、文言上、適用範囲が極めて広いため、慎重な表現に改めるべき。 	<p>本記述は、適格消費者団体が業務規程に記載すべき「業務の公正な実施の確保に関する措置」として、適格消費者団体が兼職の状況を把握することとなっている理事について、その兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合に講ずる措置が該当することを明示するものであり、この趣旨を明確にした記述としている。</p> <p>なお、当該措置の記載の有無にかかわらず、不当な目的により差止請求権の行使をした場合には、改善命令等の監督措置の対象となり得る。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「上記の措置に準じた措置を講ずる」場合については、差止請求権を適正に行使することを阻害しているケースに限定すべき。</p>	<p>本記述は、「理事の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合」を対象とする趣旨であり、御意見を踏まえ、この趣旨を明確にした記述としている。</p>
<p>「その他役員等の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合」について、その「兼職」先については、常勤のものに限定すべき。</p>	<p>適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼすかどうかは、当該団体の理事の兼職先の勤務態様が常勤・非常勤にかかわらず影響を及ぼし得ることから、このような区別をすることは適切ではないと考えられる。</p>
<p>規則第6条第1号ニに規定する「特別の利害関係を有する場合」として、役員等が差止請求に係る相手方と実質的に競合関係にある事業を営む場合等が新たに加えられたことについては歓迎。さらに、以下の点の加えられるべきと考える。</p> <p>「さらに、規則第6条第1号ニに規定する『特別の利害関係を有する場合』には、弁護士資格を有する役員等が差止請求訴訟において消費者から訴訟代理人としての業務を受託し、その報酬（着手金、日当等の名目を問わない）を受領する可能性がある場合が含まれる。なお、当該役員等と共同して法律事務所を経営する者や、当該役員等に雇用されている弁護士が訴訟代理人としての業務を受託し、その報酬を受領する場合も、これに準ずるものとする。」</p>	<p>本記述は、「特別の利害関係を有する場合」について、新たな場合を加えるものではなく、適格消費者団体の業務規程に記載すべき「業務の公正な実施の確保に関する措置」について明示する趣旨であり、これを明確にした記述としている。</p> <p>なお、本改訂において、適格消費者団体が必要な情報の提供を行う際における適格消費者団体の業務と他の者の業務との区別の明確化について記述している。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「競争関係」ではなく他でも使われている「競合関係」に用語を統一した上で、「実質的に競合関係にある」の射程範囲は、その業態や取扱商品・役務等に鑑みて直接的な競合関係が認められる場合に限定して解釈すべきである。</p> <p>加えて、適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得ないと認められる場合は（措置を講じるべき場合から）除外されることを明記すべきである。</p>	<p>用語については、御指摘を踏まえた記述にしている。</p> <p>当該場合に該当するかについては、個々の事案において、事業の内容、市場の地域性等を斟酌して、実質的に判断することになるものと考えられる。典型的には、差止請求に係る相手方である事業者と同一の地域において同種の業務内容で同種の商品を取り扱う事業者の役員を適格消費者団体の理事が兼職しているような場合が該当し得ると考えられる。</p> <p>また、本記述は、理事の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合において講ずべき措置について記述するものであり、それ以外の場合について記述するものではない。</p>
○ 4. (4)	
<p>訴訟記録中に事業者が保有する営業秘密が記載されている場合に、事業者からその公開を望まない旨の申し入れを受けた場合には、当該情報を開示しないことについて定めるべき。</p>	<p>適格消費者団体からの情報の提供に際しては、事業者の営業秘密に配慮することも必要な場合もあると考えられることから、適切に運用を行ってまいりたい。例えば、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載又は記録されている場合に、事業者が閲覧等の制限（民事訴訟法第 92 条参照）の申立てにおいて、当該部分の閲覧等を行うことができる者を訴訟の当事者に限ることを求め、それが認められたにもかかわらず、当該情報を開示したような場合には、改善命令等の監督措置の対象となり得ると考えられる。</p>
<p>適格消費者団体が消費者に対して情報を提供するに当たって、単に、他の者の業務が適格消費者団体の業務と誤認されることがないようにするだけでなく、提供する情報内容の正確性が担保されるよう、情報公開に先立つ関係事業者への通知・確認をすべきことをガイドラインにおいて義務付けるべきである。</p>	<p>当該ガイドラインの対象となる情報の提供は、消費者契約法第 27 条に基づく情報の提供であり、提供される情報の対象が判決等の差止請求権の行使の結果であることから、提供する情報の内容に正確性を期することは当然であると考えられるが、関係事業者への通知・確認をすべきこととするかどうかについては、そのようにした場合、関係事業者と合意することまで必要とするかどうか、情報の提供の実施が遅滞しないかどうか等の観点も踏まえ慎重に検討する必要がある。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
○ 5. (4) イ	
<p>「⑤ 適格消費者団体の役員、職員、もしくは専門員が弁護士資格を有する場合に、当該弁護士、または、当該弁護士と利害関係を有する者（典型的には、法律事務所を共同経営する弁護士や、自身が雇用する弁護士等）が、訴訟代理を受託し、かつ、その報酬を受けることを目的として差止請求をするなど、当該弁護士資格を有する役員等が経済的利益を得ることを目的として差止請求をする場合」を定めるべき。</p>	<p>当該適格消費者団体若しくは第三者の利益を図る目的とする差止請求は、消費者契約法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号によりすることができないこととされている。その一方で、弁護士である適格消費者団体の役職員等を差止請求に係る訴訟の代理人とすることは、直ちに第三者の利益を図る目的とはいえないことから、御意見のような規定を設けることは、慎重に検討する必要がある。</p>
<p>適格消費者団体が適合命令又は改善命令を受けた場合には、その旨を消費者庁のホームページ等で公開することを定めるべき。</p>	<p>消費者庁が適格消費者団体に対して適合命令・改善命令を行った場合は、当庁ホームページ等でその旨を掲示することを予定している。</p>
<p>5. (4) イ①について、ガイドラインでは、新たに特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする場合等を適合命令・改善命令の対象としており、適格消費者団体の重責を考えるとこのように厳格に監督をする点は評価できる。</p> <p>現在、消費者契約法第 34 条第 3 号、第 13 条第 5 項 6 号では、役員についての認定不適格事由を規定している。今回、ガイドライン上で、不適切な目的で差止請求を行う場合が消費者庁による措置の対象として例示に加えられたが、これに加えて、適格消費者団体の出資者及び差止請求に係る役職員の出身団体に重大な法令違反等があった場合についても、消費者庁による措置の対象の例示に加え、厳格な監督を及ぼすべきである。</p>	<p>例えば、適格消費者団体の役員が兼職している団体に重大な法令違反があった場合において、適格消費者団体の業務の適正な運営の確保のために必要があるときは、必要な監督措置を講ずることはあり得るが、適格消費者団体及びその役職員以外の者に重大な法令違反等があった場合について、一律に監督措置の対象とすることは、慎重に検討する必要がある。</p>